

株式会社グローバー 再雇用制度規則

第1条目的

この規則は、株式会社グローバー就業規則32条に基づく再雇用制度について定める。

第2条適用範囲

この規定は、株式会社グローバーを退職した者に適用する。

第3条資格要件

次の各号のいずれにも該当する者であること

- 1 入社後1年以上在職したこと。
- 2 次のいずれかの理由により退職した者であること。
 - (1) 結婚、妊娠、出産
 - (2) 育児
 - (3) 介護
 - (4) 自己啓発（就学、資格取得等）
 - (5) 病気療養
 - (6) 配偶者の転勤
 - (7) その他会社が認めた理由
- 3 退職時又は退職後に、再雇用を希望する旨を申し出た者
- 4 離職期間が4年以内である者であること。
- 5 再雇用時の年齢が64歳以下であること。

第4条手続き

- 1 退職時又は退職後に、退職理由及び再雇用を希望する旨を書面により人事担当部署に申し出ること。
- 2 会社は申出者のうち第3条の資格要件を満たす者を「再雇用希望者登録名簿」に記録し、登録証を交付する。
- 3 登録証を交付された者は、就労が可能となった場合、人事担当部署に採用希望時期を申し出ること。

第5条採用

- 1 中途採用をおこなう場合は、再雇用制度登録者に対して優先的に募集をおこなうこととする。
- 2 再雇用制度登録者から応募があった場合は、本人の経験や能力等を勘案し、優先的に採用するよう努める。

第6条再雇用時の処遇・賃金

再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業務・人員の状況等を踏まえ決定する。

第7条再雇用後の配置・昇進・昇給等

再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わない。

第8条再雇用者への教育訓練

会社は、再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

附則

この規則は、令和元年12月1日から適用する。